

吹田市水道部広告掲載要領

制定平成18年12月4日

最近改正平成29年9月1日

(目的)

第1条 この要領は、吹田市水道部（以下「水道部」という。）が保有し、又は水道事業管理者（以下「管理者」という。）が管理する資産等（以下「資産等」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）により、水道部の自主財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 この要領において広告を掲載することができる印刷物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 水道メーター検針時に発行する「使用水量・料金等のお知らせ」票
- (2) 水道部広報誌「すいどうにゅーす」
- (3) その他、吹田市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が広告媒体として活用が可能であると認めるもの

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告として不相当であると管理者が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載の基準については、吹田市広告掲載基準を参照するものとする。

(広告の掲載場所、規格等)

第4条 広告の掲載場所、規格及び掲載時期、掲載料等の広告掲載の取扱に関する必要事項は、広告媒体ごとにその性質に応じて、別に定めるものとする。

(広告募集方法)

第5条 広告の募集方法については、広告媒体ごとにその性質に応じて管理者が別に定める。

(広告掲載の申込)

第6条 広告掲載を希望する者は、広告掲載申込書を管理者に提出しなければならない。

(審査機関)

第7条 広告を適正に掲載するため、吹田市水道部広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会の委員長は水道部長を、委員は水道部次長、総務室長、企画室長、総務室料金グループ参事をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、広告掲載の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が召集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告掲載を行うそれぞれの資産等を所管する室の課長相当職員を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 7 審査会の庶務は、水道部総務室において処理する。

(決定通知)

第9条 広告の掲載を決定したときは、広告掲載決定通知書により、決定した者に通知する。

(広告原稿の提出)

第10条 前条の規定により掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、管理者が指定する期日までに水道部へ広告原稿を提出しなければならない。

- 2 前項の広告原稿は、原則として水道部による修正の必要がないものでなければならない。

(掲載料の納付)

第11条 広告主は、水道部が発行する納入通知書により、期日までに掲載料を一括納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第12条 掲載された広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、その広告に起因して水道部に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

(掲載決定の取消し)

第13条 管理者は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告原稿の提出がなかったとき。
- (2) 指定期日までに掲載料の納付がなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、編集、発行上支障があると認めるとき。

(掲載料の還付)

第14条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この要領の施行について必要な事項は、水道部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年12月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。